

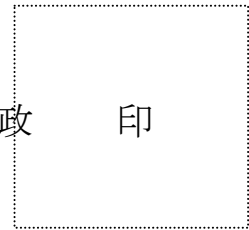
(案の 1)

閣 郵 委 第 ※ ※ 号 の 1
平成 2 9 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

金融庁長官
森 信親 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政 印



郵政民営化法第 1 1 1 条第 8 項等の規定に基づく内閣府令・総務省令案
について（意見）

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け金総第 1 1 5 3 号・総情貯第 2 4 号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

(案の2)

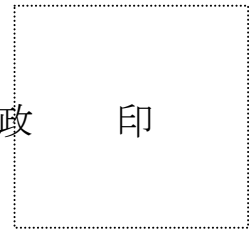
閣郵委第※※号の2
平成29年※※月※※日

総務大臣

山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政 印



郵政民営化法第111条第8項等の規定に基づく内閣府令・総務省令案
について（意見）

平成29年2月20日付け金総第1153号・総情貯第24号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。